

び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に
関する法律の適用を受ける内閣総理大臣その他の
特別職の職員の俸給に準じて定められております
ところ、今回、内閣総理大臣及び國務大臣等を除
く特別職の職員について、その俸給を増額するよ
うとしておりますので、おおむねこれに準じて、
高等裁判所長官の報酬並びに次長検事及び検事長
の俸給を増額することいたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報
酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、
おおむねその額においてこれに対応する一般職の
職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸
給の増額に準じて、いざれもこれを増額すること
いたしております。

では、ロツキード被告の青天白日になることをやめるという発言について、これが問題となつて、昨日本会議において糾明、陳謝、発言の取り消しということを行われました。

わが党は、このことでけりをつけるということには賛成をいたしておりませんし、やはり法務大臣としての資格に欠けるという考え方についてけり變わりがありませんので、いままでも法務委員会等で問題を提起してまいりましたが、今後とも本委員会においても問題にしていくということを最初に明らかにしておきます。ただ、本日は法案の審議で時間が非常に制限されておりますので、きょうは法案の質疑をしたいと思います。

法的に公益法人にならうとすることも考えられてゐる。こうしたものの規制についての対策はどうなつてゐるのか、この点、この改正案が監督権や命令権を強化しているということの関係でお伺いしたいと思います。

○貞安政府委員 公益法人の監督につきましては、現在ではもちろん主務官庁の監督に服するというたてまえになつておるわけでござりますが、ただ現行の民法六十七条によりますと「主務官庁ハ」「法人ノ業務及財産ノ状況ヲ検査スル」トヲ得」という規定がござりますけれども、規定上監督のための命令を發するということが必ずしも明確ではなかつたわけでござります。

の設立の許可を取り消すことができるというような規定を設けまして、法人に対する監督を強化する、その実質をあらしめるような法律上の手当てをいたしたわけでござります。

○柴田(睦)委員 法務省関係の公益法人ですが、所管の公益法人は幾つあるのか、その中に休眠法人というものがあるのかということ、それから昭和五十二年の三月四日に公益法人監督事務連絡協議会において「公益法人会計基準について」という申し合わせが行われているわけです。法務省では所管公益法人について、公益法人がこの会計基準に準拠した運営を行っているかどうか、そういう運営を行うような指導をきちんとしているかどうか、この点の把握を法務省の方でしているかどうか

四年四月一日からその他の表半官及し検察官は
あつては同年十月一日から適用することといたして
おります。

以上が、裁判官の報酬等に関する法律の一部を
改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律
の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますよう、お願ひいたします。

○木村委員長 これにて趣旨の説明は終わりまし
た。

民法の改正に關連してですかさきの通算四回で、これは五月二十五日の法務委員会ですが、わが党の正森委員が取り上げました、公益法人であります島根県浜田自動車協会が定款に明記されていない自動車学校を經營しているということ、職員二十九名中、車検などの公益事業に携わっている者は一名だけであって、残り二十八名は营利事業である自動車学校の職員である。それから、收入合計一億三千万円のうち、公益事業について何が収入が一千万円、収益事業関連が一億二千万円と

るところなどを専門上明確にいたしましたことを
第一点。

それから第二点といたしまして、現行法におき
ましても、法人が目的以外の事業をなし、あるいは設立の許可を得た条件に違反し、その他公益を害すべき行為をなしたときは、主務官庁は許可を取り消すことができるという規定になつておるわけですが、さきに申し上げました主務官庁の監督上の令に違反した場合にも、他の方法によつて監督の

法人が二十四、更生保護の関係、更生保護会が各地にございますが、これが百五十四という数字になつております。

次に、休眠法人があるかというお尋ねでございますが、私どもがこの改正案におきまして休眠法人というふうに言っておりますものに当たるものはないと言つてもよろしいかと思います。ただ、一法人でございますが、昭和三十八年に火災で焼けまして事業を行うことができないままになつて

○木村委員長 民法及び民法施行法の一部を改正する法律案、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の四案について質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田陸夫君。

見ますと、當利法人と一体どこが違うのかといふ疑問が生じてくるわけです。實際は當利法人になつてゐる、客観的にはそう見れるわけですけれども、公益法人の場合は當利法人と違つて税制などで特別の待遇をされるわけですから、こういふことが公益法人ということであつて實際上當利事業が行なれますと、それこそ財界やあるいは官界、場合に

ことにして、監督の実質をあらしめるようにしき
のが第二点でございます。
さらに現在、法人の名前はございましてもその
実態がほとんどない、いわば休眠しているようか
法人がございまして、それが悪用されているとい
う弊害も絶無ではないようでございます。そそ
で、新たに規定を設けまして、改正案では、正性

管部局で検討をしているということでございまして、もちろん過去において休眠法人と言われるものが若干ございました。しかし私どもは、この改正案が成立するのを待たずして鏡意され解散を勧告いたしまして、事実上そういう休眠法人がなくなつたというふうに申し上げてよろしいかと 思います。

○柴田(曉)委員 ただいま倉石法務大臣より提案理由の説明を聴取いたしましたが、法務大臣として

よつては政界まで含めた懇親関係、そういうものが加わることもあるでしょうし、そういう中で昭

の事由がなくして引き続き三年以上事業をしない
というような場合におきましても、主務官庁がそ

いま一つお尋ねは会計基準の問題でござります。これにつきましては御指摘のとおり昭和五十

法的に公益法人になろうとすることも考えられます。

の設立の許可を取り消すことができるというような規定を設けまして、法人に対する監督を強化す

こうしたものの規制についての対策はどうなっているのか、この点、この改正案が監督権や命令権を強化しているといふことの関係でお伺いを

る、その実質をあらしめるような法律上の手当てをいたしたわけでござります。

○柴田(陸)委員 時間がなくなってきたので、ち
ょっと急ぎます。

もう一つお伺いしますが、調査士が補助者を置く場合に法務局長の承認を受けなければならぬということになつておつて、その場合履歴書などを出さなければならぬ。法務局長の承認を必要とする理由について法務省の方では、調査士にふさわしい補助者でなければならぬ、ということ、また補助者任せの業務の取り扱いぶりが目立つといふようなことを前の国会で挙げられておりますが、これはちょっと解せないと私は思うのです。というのは、調査士が法律に定められた職責に従つて公正かつ誠実に業務を行おうとすれば、補助者の採用についても、やはりみずから人選をして補助者にふさわしい人を選ぶありますように、みずから責任を持って業務を行わなければなりません。そういうのも法律であるわけです。そうすると、一一定のチェックとして、人数制限六人がよいのかどうか、これはまた別問題ですけれども、補助者の人数制限をして、調査士が補助者を採用するときに届け出をさせる。そして後で調べて補助者にふさわしくないものは指導の中でチェックするというところで十分じゃないかと思うのです。

法務局といふところは非常に忙しいところがありまして、履歴書や住民票をつけられて出されても、一つ一つチェックできる状況にないところが恐らくたくさんあるわけですから、そういうことで補助者の採用を遅滞させれば、これは業務妨害にもなりかねないと考えますし、今度の法律の運用とともに、調査士会も正当なやり方を一層進めようとするので、責任あるやり方を進めるという方向で進められているわけですから、この補助者の採用の手続については検討されるべきであると思うのですが、いかがですか。

○真索政府委員 現在、土地家屋調査士の補助者に対する承認の制度につきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。また、私どもが從来この制度を維持すべきであると考えております理由も、いまおつしやいましたとおり、私どもが

前から言っておりますように、補助者任せの業務の取り扱いということにならないよう、いわゆる名簿貸しをするということ、法務局に補助者を置く當時出入りいたしますので、その人物を十分に把握しておきたいという趣旨でございます。

しかしながら、この問題につきましては、いろいろいま御指摘のような問題点があることを否定するわけにはまいりません。自主的なチェックといふことも十分考慮に値することであると思いますし、調査士会あるいはこれは司法書士とも共通の問題でございますが、会において自主的にさらばに真剣に検討を進められているようございまして、私どもいたしましても、そういうた補助者に取り扱いに関しまして、調査士連合会あるいは司法書士連合会とも忌憚のない協議を今後十分に尽くしていく、かように考えております。

○柴田(陸)委員 それでは、裁判官の報酬また検察官の俸給に関する法律の問題ですが、提案理由によりますと、裁判官及び検察官についても、一般職の公務員と対比して大分高い、これが戦後の日本のあり方であるわけです。

そこで、ちょっとお伺いしますが、判事八号、これは裁判官になつて十年を過ぎた人の報酬だ、また俸給だと思うのですが、その前の修習生が二年間あるわけですから、一般職で言いますと、ちょうど十二年を経過した職員と大体同格だ。上級

職試験を通過して十二年たつた一般職の職員と同格であります。それで、何%とかそういうことでもあります。しかし、これは通告してなかつたからわからないかもわかりませんが、大まかでもいいですけれども、何%とかそういうことでお答えできればお答えしていただきたいと思います。

○柴田(陸)委員 裁判官、検察官の給与月額が一概の政府職員に準じてその給与を改善する措置を講ずるために、この両法律案を提出すると言われているのですが、裁判官、検察官の給与月額は一概の公務員と対比して大分高い、これが戦後の日本のあり方であるわけです。

そこで、ちょっとお伺いしますが、判事八号、これは裁判官になつて十年を過ぎた人の報酬だ、また俸給だと思うのですが、その前の修習生が二年間あるわけですから、一般職で言いますと、ちょうど十二年を経過した職員と大体同格だ。上級

職試験を通過して十二年たつた一般職の職員と同格であります。それで、何%とかそういうことでもあります。しかし、これは通告してなかつたからわからないかもわかりませんが、大まかでもいいですけれども、何%とかそういうことでお答えできればお答えしていただきたいと思います。

○柴田(陸)委員 いろいろ聞きたいこともあります。

ただ、それがどの程度が適当であるかということがありますと、これははなはだむずかしい問題

○松柏田政府委員 一般職の上級甲で採用された者が十二年後どれくらいになつているかというのとになりますと、これははなはだむずかしい問題

でございまして、裁判所法施行以来いろんな段階での検討が加えられております。また臨時司法制度調査会におきましたが、その点を中心とした議論がなされたわけでございますが、その結果、現在大体このあたりといいますか、一般の行政職と比較いたしましてこのあたりがいいだらうということで、考え方として一応落ちついではあります。しかし、ただこれで万全というわけにもまいりませんので、将来の課題としては永久に残ることであろうと思いますが、さしあたり一般公務員の給与の改定といふものが現在のような状態に対しまして判事の八号の方は三十六万七千円といたしまして、大体四等級の六前後ではなからうかと推測されるわけです。

今回の給与法の改正によりますと、四の六ですと十八万四千二百円ということになります。それ

に真剣に検討を進められておりまして、その限りにおいては、本俸だけを比較いたしますと九割ぐらい上ということになりますが、先ほど申しましたように、裁判官、検察官について支給されない手当が一般公務員の方には支給されますので、実質の所得はそれほどではないませんが、このあたりでは実質四割あるいは五割ぐらいの差があるといふふうに言えるのかと思います。

○柴田(陸)委員 今度の給与改定によりますと、結局上下格差が今までよりも裁判官内部、検察官内部で開いていくという結果になつているわけですねけれども、将来の問題として、この上下格差を広げるべきものだと考えておられるのか、それとも狭めるべきものだとお考えおられるのか、お伺いいたします。

○松柏田政府委員 これは、たとえば今度の場合に平均いたしまして三・七%のアップということになりますので、そうしますと、絶対金額の格差も三・七%ずつ開いていくことは避けられ

ないでござりますが、余りその上と下とが違います。ことに裁判官の場合に判事の中では相当

い過ぎる、開いていくことは、その職務の性格上適

当でないといふふうに思いますが、現状ではむしろ、今度の改定でもそちらでござりますけれ

ども、最高裁判所長官、最高裁判所判事の報酬が

据え置きになつておるということのために、だん

だん上の方から詰まつてくるという感じがするわ

けでございまして、むしろその辺を少し上げて全

般的に上がるという余地をつくる方が問題となつてきましたのではないかという感覚でおるわけでござ

いました。

○柴田(陸)委員 いろいろ聞きたいこともあります。

ただ、それがどの程度が適当であるかといいます

けれども、本日は非常に忙しい時間だそう

ありますから、以上で終わらしていただきまして、次の機会にしたいと思います。終わります。

○木村委員長 国田正勝君。

○岡田(正)委員 お許しを得ましたので質問をさ

せていただきますが、その前に、議題外にわたりまして恐縮でありますけれども、去る十一月十五

日の法務委員会におきまして大臣に対する質問を留保しております問題について、けりをつけておきたいと思います。

私どもは、大臣御就任の直後の法務省内におきます記者会見の際、ロッキード事件関係の裁判について記者から感想を求められたときの大蔵の例

の晴天白日問題の発言につきまして、軽率のそしりは免れないということでその責任を追及してま

りいましたが、そのお答えが納得できませんでしたので、その質問を留保してまいりました。しかし、昨日の本会議におきまして、大臣から本件に

関する陳謝と発言の取り消しが行われましたので、所期の目的は達成されましたから、本件の質問はこれをもって終わりますけれども、今後わが党は、この種の問題につきまして厳重な監視を続ける決意であることを表明いたしまして、質問

さて、統いてただいま提案中の議案について質問をさせていただきます。

はなはだ簡単な質問でありますから明確にお答えをいただきたいと思いますが、今回提案をされておりますこのベースアップの対象のそれぞれの各法における人員について、お尋ねをしたいのであります。こういう法案を提案されるとき、私も新人でありますから困りますことは、法律における定員、現在の人員は一体幾らおられるのかと

いうことがわからぬわけであります。できれば、こういう法案を提出の際は、親切心をもつて付表

でもつけていただきたいと思いますが、この際は質問でお答えをいただきたいと思いますが、裁判官の関係につきましては、勝見人事局長の方からお答えをいただきたいと思います。

また、検察官の関係では松井田調査部長の方からお答えをいただきたいと思います。

お答えをいただきたいと思います。また、それに付随をいたしまして、今回のペアを要する所要額

は一体幾らであるか。定員、実在人員、ペアの所

要額、この三つの問題について、それをお答えをいただきたいと思います。

○勝見最高裁判所長官代理者 裁判官の定員及び

現在員についてお答えを申し上げます。

五十四年の十二月一日現在でございますが、判事の定員は一千二百九十八、現在員が一千二百八十六、欠員が十二名ございます。判事補が定員が

六百十九、現在員が六百九、欠員が十ございま

す。それから簡易裁判所判事は定員が七百九十一、現在員が七百二十九でございます。

大変失礼しました。ただいま十二月一日現在と申し上げましたが、ことしの分は七月一日現在でございます。訂正させていただきます。以上でござります。

○松井田政府委員 検察官の総定員は二千九十二名でございます。

その内訳といたしますと、検事総長が一名、そ

れから次長検事が一名、検事長が八名、これは定員と現在員とは一致いたしております。それから

検事が一千百六十三名が定員でございますが、七月一日現在で一千百三十七名でございます。それ

から副検事が九百十九名が定員でございますが、

七月一日現在では九百五名でございます。したがいまして七月一日現在での現在員数は二千五十二名でございます。

なお、今回の給与改定に伴いまして本年度必要とする所要金額は約四億四百万円でございます。

○勝見最高裁判所長官代理者 今回の給与改定に伴う裁判官の関係で、今年度の所要額は約四億九千六百万円でございます。

○岡田(正)委員 よくわかりました。

そこで法務大臣にお尋ねをいたしますが、私は

初めてでありますから、ここでちょっと奇異に感

りますが、裁判官の関係につきましては、勝見人事

局長の方からお答えをいただきたいと思います。

事長のクラスまでの間は、四月一日にさかのばら

ずして十月一日からという附則がついておりますが、これはどういうわけでそういう区別をなさるのか、大臣の御所見をいただきたいと思います。

○倉石国務大臣 御存じのように、一般指定期は一体幾らであるか。定員、実在人員、ペアの所

要額、この三つの問題について、それをお答えをいただきたいと思います。

○岡田(正)委員 政府の御方針でそういうことに

なさったのだと思いますが、私は非常に奇異に感じますのは、決して他の職員の方と区別をして申し上げるのではありませんけれども、大臣も御承

知のように、何といつても法の関係に携わる非常に責任の重大な立場の人たちばかりであります。

いわゆる検事にいたしましても裁判官にいたしましても大変重要な立場にあるわけでありまして、その立場というものは厳正中立、これはもう絶対に保持しなければならぬ。

しかも、個人的な生活の態度にいたしましても非常な厳しさ、他の者とは変わった厳しさ——こ

れはいまひょっと思い出されたのであります。終戦直後のあの食糧難の時代、やみをやつたらいかぬというので、とうとう飢え死にをされたような

方まで過去いらっしゃったほど、それ程度の差はあります。非常に厳しい生活態度をとつていらっしゃると思うのであります。

そういう方につきまして、単におしなべて十月一日からという考え方を適用されるということ

は、私は、その衝に当たる法務大臣としてはもうちょっとがんばるべきじゃないかというふうに思

うのであります。その点大臣の決意はいかがでございますか。

○倉石国務大臣 司法官並びに検察当局が非常に献身的にやつていていただいていることは御存じのとおりでございますが、今般、いろいろな予算編成の方針に基づきまして一律に階級の上の方の方面に若干しわ寄せが来まして、ほかの行政府でございます。

そこで法務大臣にお尋ねをいたしますが、私は

、この際は質問でお答えをいただきたいと思いますが、裁判官の関係につきましては、勝見人事

局長の方からお答えをいただきたいと思います。

そこで、土地家屋調査士法の一部を改正する法律

案について採決いたします。

○木村委員長 これより討論に入るのであります

が、いずれも討論の申し出があいませんので、直ちに採決に入ります。

○木村委員長 これにて四案に対する質疑は終了いたしました。

○木村委員長 これまで民法及び民法施行法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めて

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決しました。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○木村委員長 次に、ただいま可決いたしました民法及び民法施行法の一部を改正する法律案及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対し、山崎武三郎君外五名から、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議・日本共産党・革新共同・民社党・国民連合及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議がそれぞれ提出されております。

まず、提出者より順次趣旨の説明を求めておきます。

山崎武三郎君。

○山崎(武)委員 私は、提出者を代表して、ただいま議決いたしました民法及び民法施行法の一部を改正する法律案並びに土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、この際案文を朗読し、趣旨の説明にかえることといたします。

まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の案文を朗読いたします。

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の配慮をなすべきである。

一 新調査士法第三条第二号による資格認定及び土地家屋調査士試験制度の運用に当たつては、土地家屋調査士業務に対する社会的需給に応ずるよう適切な配意をすること。

二 不動産表示登記制度の適正な運用を期するため

〔一〕 不動産登記法第十七条地図を可及的かつに整備するための各般の効率的具体策を早急に策定し、実施すること。

〔二〕 不動産表示登記事務の処理に対応することができる知識及び技能を有する職員の充員等について積極的に努力すること。

〔三〕 土地家屋調査士会が行う研修事業に積極的に協力し、土地家屋調査士が真に国民の信頼に応え得るようその品位と資質の向上を図ること。

四 土地家屋調査士の報酬については、その業務の実態に即して速やかに改善を図ること。

五 土地家屋調査士に対する公共嘱託事件の委託を積極的に推進するため、そのあい路打開の方策を講ずること。

政府は、次の諸事項について更に一層努力すべきである。

一 民法上の公益法人の実情は握り改善すべき

諸問題の検討及びその結果による民法改正の検討を継続すること。

また、同法人の会計が健全に行われるよう

内部監査制度の確立及び一定規模以上のものについての公認会計士による監査の導入を検討すること。

二 次期民法改正に際しては、相続における妻の地位の実質的向上を図るために、相続分等についての改正を検討すること。

三 民法第十二条の改正にあたり、身体障害者が社会的に能力を充分發揮できるよう各般の施策を検討すること。

次に、土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の案文を朗読いたします。

土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の諸点について格段の配慮をなすべきである。

一 新調査士法第三条第二号による資格認定及び土地家屋調査士試験制度の運用に当たつては、土地家屋調査士業務に対する社会的需給に応ずるよう適切な配意をすること。

二 不動産表示登記制度の適正な運用を期するため

〔一〕 不動産登記法第十七条地図を可及的かつに整備するための各般の効率的具体策を

早急に策定し、実施すること。

〔二〕 不動産表示登記事務の処理に対応するこ

とができる知識及び技能を有する職員の充

員等について積極的に努力すること。

〔三〕 土地家屋調査士会が行う研修事業に積極的に協力し、土地家屋調査士が真に国民の信頼に応え得るようその品位と資質の向上を図ること。

四 土地家屋調査士の報酬については、その業

務の実態に即して速やかに改善を図ること。

五 土地家屋調査士に対する公共嘱託事件の委

託を積極的に推進するため、そのあい路打開の方策を講ずること。

以上であります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○木村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

まず、民法及び民法施行法の一部を改正する法律案に対し附帯決議を付すべしとの動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 起立総員。よって、本動議のとおり可決すべきものと決しました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○木村委員長 次回は、来る十一日火曜午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○木村委員長 次回は、来る十一日火曜午前十時理事会、午前十時十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十時五十二分散会

民法及び民法施行法の一部を改正する法律案民法及び民法施行法の一部を改正する法律案

(民法の一部改正)

第一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のようにより改正する。

第十三条中「聾者、啞者、盲者」を削る。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条ノ二 社団法人又ハ財團法人ニ非ナルモノハ其名称中ニ社団法人若クハ財團法人ナル文字又ハ此等ト誤認セシムベキ文字ヲ使用スルコトヲ得ズ

第六十七条第一項の次に次の二項を加える。

第七十一条中「条件」の下に「若クハ主務官厅ノ監督上ノ命令」を加え、「為シタルトキハ」を

「為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ」に改め、同条に後段として次のようないくつかを加える。

正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

第七十七条第一項中「破産」の下に「及ビ設立許可ノ取消」を加え、「又何レノ場合ニ於テモ」を「且ツ」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ設立許可ノ取消ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ニ之ヲ準用ス

第八十四条中「五百以上二百円以下」を「五十万円以下」に改め、同条第三号の次に次の二項を加える。

三ノ二 主務官厅ノ監督上ノ命令ニ違反シタルトキ

第一条を加える。

〔報告書は附録に掲載〕

第一編第二章第四節中第八十四条の次に次の二条を加える。

律第七十五号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「八十万円」を「八十三万円」に、「六十五万三千円」を「六十七万七千円」に改める。

別表(第二条関係)

2

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）別表判事補の項及び簡易裁判所判事の項五号から十七号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第十五条、別表東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官及び判事の項並びに別表簡易裁判所判事の項一号から四号までに係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

附
則

十一号	一ノ八〇、九〇円
十二号	一ノ八〇、八〇円
二号	一ノ六〇、〇〇円
三号	一ノ六〇、〇〇円
四号	一ノ六〇、〇〇円
五号	三三、八〇円
六号	三三、七〇円
七号	三三、七〇円
八号	三三、七〇円
九号	三三、七〇円
十号	二七、四〇円
十一号	二〇、七〇円
十二号	一五、一〇〇円
十三号	一五、一〇〇円
十四号	一五、一〇〇円
十五号	一五、一〇〇円
十六号	一五、九〇円
十七号	一五、八〇円

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「四十三万四千円」を「四十五万円」に改める。

別表(第二条関係)

区 分	俸 紹 月 額
檢 事 総 長	一、三〇、〇〇円
次 長 檢 事	八〇、〇〇円
東京高等検察庁検事長	九〇、〇〇円
その他の検事長	八〇、〇〇円

法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与とのみならず。

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

副
檢

事

十五号	一四一,000円
十六号	二四一,000円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（以下「新法」という。）別表検事の項九号から二十号まで及び副検事の項二号から十六号までに係る部分の規定は昭和五十四年四月一日から、新法第九条、別表次長検事、東京高等検察庁検事長及びその他の検事長の項並びに別表検事の項一号から八号まで及び副検事の項一号に係る部分の規定は同年十月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理由

一般的の政府職員の給与改定に伴い、検察官の給与を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十四年十二月十二日印刷

昭和五十四年十二月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K